

第3回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年7月25日（金） 午後1時30分～午後2時53分
- 2 場 所 湯河原町防災コミュニティセンター 2階 206会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外7名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 2名（欠席：第3区域）
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠（事務局職員任免）

6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。 暑い中、お集まりいただきありがとうございます。 定刻になりましたので第3回農業委員会の総会を開会したいと思います。 それでは議長よろしく願いいたします。
議長	皆さんこんにちは。本当に暑い時期が続いております。この暑さ熱中症警戒アラート出ていますけれど、割と1人で農作業に出ることも多くて、倒れたりすると、なかなか発見と言いますか、対策が遅れてお亡くなりになる方もいます。 熱中症よりも、農業機械などを運転していて、機械の下敷きになったり、発見が遅れて亡くなる方が多いようですが、先日も私がですね。ある会合があって集まったんですけど当日はそんなに暑くなく、蒸していて、朝ですね。畑でやったんですけど来られた方がですね。意識がなくなって、本当に心配した。なんか呼吸も荒くなっちゃって全然反応しない。心臓、息がしているから心臓は動いている。なかなか、救急車も畑の中なので、なかなか来なくて、本当は一番近い救急車が来れば、もう少し早かったけど、ちょっと遠くからということで、余計に時間がかかって。そのときは大勢で、他の農家さんがいたんで、救急者を呼んだり、いろいろ出来た。本当にそれが1人だったならば、本当にどうなったかわかんないけど、状況でした。 高齢の方も多いし、皆さんも、十分、暑さとそれから水分を積極的に取っていただいて作業していただきたいです。 その人は本当に、体温はですね。そんなに上がってなかったんで、ちょっと冷や汗をかいて程度で、脱水症状を起こして、元は熱いかもしれないけど、病院に救急車で運ばれ一晩泊まって、退院した。皆さんも水分を補給してください。気をつけてください。それでは早速、会議を進めたいと思います。

	それでは議事録署名委員の指名でございますが、7番委員と8番委員、二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは議案の方に移ります。(1)非農地証明についてということで、日程第1、議案第10号の宅地について事務局より説明をお願いします。
事務局	日程第1、議案第10号、非農地証明願について説明いたします。 申請者は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏です。 申請地につきましては、■■■■■■■■■■、台帳地目・畑、現況地目・宅地、面積は1,107㎡でございます。 申請の目的等につきましては、申請地は昭和27年3月1日から宅地に転用し、現在に至り、農地区分は第3種農地でございます。 申請書の方をご覧ください。1ページ目は先程の説明のとおりでございます。2ページをおめくりください。土地登記簿謄本でございます。3ページは公図です。赤枠の部分です。 めくりまして、4ページ・5ページは位置図でございます。宮上地内、理想郷の分譲地の中でございます。 めくりまして、6ページは経過書でございます。 7ページから10ページまでが現況写真、11ページは航空写真でございます。 12ページをご覧ください。建物の登記簿謄本です。こちらの上段の表題部の中ほどですけれども、構造につきまして、木造瓦葺平屋建でございます。 右側に移りまして、昭和27年3月1日新築となっております。なお、農地法の制定につきましては、昭和27年10月21日、施行されており、この施行より前に新築されたと登記簿を確認できております。 最後、13ページには委任状が添付されております。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それではこの現地について調査をされた7番委員より報告をお願いします。
7番	それでは、議案第10号の非農地証明願について、調査結果をご説明させていただきます。9番委員と第1区域推進員と私の3人で、申請地の現地調査を行いました。7月12日です。現状は宅地になっております。現地は理想郷の分譲地の中で、旧三桝屋旅館の道路を挟み北側に位置しております。調査結果といたしまして、登記簿上の地目は畑となっておりますが、広い宅地に平屋建の住宅があり、耕作された経過もなく、また、果樹等の植栽もなく、非農地と判断いたしました。 以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	ご苦労様でした。 この件について何かご質問ご意見をお願いします。

9 番委員	現地、古い分譲地でしたので、長い間、宅地で利用していた。
議長	この件について何かご質問ご意見をお願いします。 私の方から、経過書、6 ページにあって、「非農地証明願を申請するにあたり経過は次のとおりです。 昭和 27 年 3 月 1 日より農地法の許可なく農地を宅地に転用し現在に至っております。」と先程の事務局の説明だと、農地法の施行前に建てられているということは、この時点で転用の許可というか、農地を他のものに、例えば、宅地に転用する手続きだとか決まっていなかったのではないか。
事務局	今、議長がおっしゃる通り、農地法の施行前の物件でございます。 農地法の手続きがないということで、建築されたと思います。
議長	そうすると、この 6 ページにあるように、農地法の許可なくってということじゃなくても、元々そういう制度は無いんで、別に違法でやっていたということではない。昔からある。経過書が出てきているけど、申請する際に、本人にその経過を説明して。他にあるかもしれませんけど、何か違法なことをしたような書きぶりになって。それとは違うので。パターンが違うので。こういうのが出てきたならば、色々パターンがあると思います。ちょっと説明して。経過書を書くように伝えてください。
事務局長	いつも通りという形でやってしまったのが原因でございまして、今後、考えるようにいたします。
議長	他に何かご質問ありますか。よろしいですか。採決を取りたいと思います。 日程第 1 議案第 10 号、非農地証明願の証明について、証明することに賛成をされる方は挙手をお願いします。 ありがとうございます。
全員	賛成
議長	次に、(2) 非農地証明願について、日程第 2、議案第 11 号の宅地について事務局より説明をお願いします。
事務局	日程第 2、議案第 11 号、非農地証明願について説明いたします。 申請者は■■■■■■■■■■、■■■■氏です。 申請地につきましては、■■■■■■■■■■、台帳地目・畑、現況地目・宅地、面積は151㎡でございます。 申請の目的等につきましては、宅地。申請地は、昭和45年 3 月22日から宅地に転用し、現在に至っているもの。農地区分としましては、第 3 種農地でございます。

	申請書をご覧ください。1 ページにつきましては先程の説明のとおりです。1 枚めくりまして、2 ページでございます。土地登記簿謄本です。こちらの表題部、①地番の■■■■と■■■■でございます。こちらの申請地は土肥地区でございます。土肥区画整理が昭和45年10月1日に換地処分が行われております。 この換地処分の前に、先程の書類の右下に、過去の経緯をご覧ください。こちらは換地処分前に、建物を建てており、現在に至っております。 所在地は■■■■、地番は■■■■、譲受人は■■■■氏、譲渡人は■■■■氏、台帳地目は田、面積は206㎡、転用目的は住宅1棟、許可年月日は昭和45年4月28日、許可番号は5－821、転用事実確認願は証明有りと過去の記録がございました。 今説明しましたのは土肥の区画整理前の■■■■の時代に、農地法第5条をもって、申請許可を受け、転用事実確認願までの証明を本人等が受けておりながら、土地地目変更登記に至らなかったため、台帳地目が畑と現在、残っているところを説明いたしました。 申請書に戻りまして、3 ページは公図でございます。 4 ページは位置図でございます。蔵町公園の北側に位置しております。経過書は記載のとおりでございます。 6 ページ、7 ページは現状の写真と航空写真になっております。 8 ページをご覧ください。こちらが建物登記簿謄本でございます。 先程の建築年月日は昭和45年3月22日新築で、2階建が建てられ現存しております。9 ページは委任状を出されております。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	それではこの件について現地調査をされた9番委員より報告をお願いします。
9番委員	議案第11号の非農地証明願について、調査結果を報告いたします。 先程の第10号と同じく、7番委員と第1区域推進員と私の3人で、7月12日に申請地の現地調査を行いました。 申請地は■■■■、台帳地目・畑、現況地目・宅地、場所については蔵町公園の隣、役場側です。現地に行きますと、建物は築何十年か経っており、古い住宅が建っておりました。資料を確認しますと、家屋の謄本を見ても新築、増築を経て現在に至っているのを確認しました。後、平成11年の航空写真を見ていただきましても、資料のとおり建物が存在しております。現況は土肥地内で、隣地とは込み合っているところで、昔から建っているところで、現在も宅地で建っていることを確認いたしました。 以上、ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	ご苦労様でした。 この件について何かご質問ご意見をお願いします。 私から、先程と同じことですが。違うパターンかもしれませんが、転用の許可を受けて、確認は出されたがその後の事務が出来なくて登記が転用前のままになっていて、今回非農地証明願を出されたということで、5ページの経過書、これは許可無く宅地に転用したので

	はなくて、転用許可を受けて履行したけれども、登記が出されないで今回に至ったということなので、これも経過書の書きぶりが。今日はこれでいいですけども。次に、色々なパターンがあつて。農地法の許可を得ないで、このような書き方になるけれども。その他、やらなかったなど色々あるので、そこは申請者本人にあなたはこういう点が問題でしたと認識していただき、いくつか書きぶりがあると思うので、事務局から説明して記載していると思うので、考えて内容に相応しい、相手が最初から記載してきて、なかなか本人では書けないと思いますので、それを分からせるため、作っておいていただければと思います。よろしくお願いします。
1 番委員	この経過書ですけども、非農地証明願の申請にあたっては長く審議していますけど、昭和初期の場合、みな同じく地目変更登記をしていないです。農地法の許可なく農地を宅地に転用しますと、ほとんどそのようになっています。
議長	その時点で、昔、当時の内容を記載して。今回、許可を受けて履行しています。家まで建って、転用事実確認願の証明まで受けていて、証明書をもって登記を処理していなかったから、地目が変わっていないまま、今に至っています。
1 番委員	今までこういう計画が多いです。昭和の初期、今までのこんな感じで来ているから、やりようがないのかな。
議長	なかなかやりようがないでしょうね。 申請があがってこないとね。こちらであなたの地目が登記と違いますので、申請しなさいと。探してやることは出来ないよね。
事務局長	そのとおりです。申請があがって調べる、だいたいだと思います。
議長	課税は、固定資産税はちゃんと、現況のとおり宅地なら宅地、地目が畑でも、現況が宅地なら課税はされているから。
事務局長	そうですね。ご本人は分からないことが多いです。
1 番委員	勿論、調査して。経過書を出して。やりようがないから。理解していただき。
議長	経過書をちゃんと、その状態に合わせた経過書を作ってもら。今回は書きぶりが違うので。それはそれで合うようなもので。
1 番委員	たぶん、みな、個々に違うと思う。経過書はそういう感じで。

議長	経過書は出し直しでなくていいから。相手が求めているのがどういうものなのか。どう出せばいいですか。農業委員会事務局で、こういう書き方がありますよとか、例を出されてみては。こういう場合はこうで、こういう場合はこうで作っていただいて。
1 番委員	あると思う。
議長	やればいいと思う。
4 番委員	確認させてもらっていいですか。転用事実確認願の証明が出ている。なおかつ、さらに、非農地証明を出すこと自体はどうなんですか。
事務局	本来、手続き上は転用事実確認願の証明を受け、土地地目変更登記に添付し、登記処理をすればよろしいですけれども、2 ページをご覧ください。権利部甲区のところに、平成元年6月4日相続ということ、この時点で申請人の■氏が父の■氏から相続を受ける前までの状況については一切分からなかったことと、この段階では町で出来る手続きは全て行っており、これ以上のことまで出来ない中で、農地法の手続き上で、完結、農地法第5条で完結にしたいが、書類が見当たらないということで、現存、建物が立ち、農地性が一切認められないという申請の中で、今日、皆様の審議の中で承認をいただければ非農地証明願の形を取りますけれども、その経緯としましては、農地法第5条の申請以外では、非農地証明としてしか対応が出来ないということでご理解をいただきたい。それと、先程の航空写真がある中で、非農地として10年以上建っておりますので、これでも証明ができるということです。
事務局長	転用事実確認願で証明を一回出しているのに、再発行することができないという理由で、今回、非農地証明願の形で申請になりました。
議長	再発行できない。失くしたから、再発行できない。仮に持っていたならば、それはだいぶ前ですけども、ずっと前に確認書をお願いしましたよと言って、持っていけば出来たのか。何年以内に手続きしなければいけないという期限というかあるのですか。
事務局	農業委員会の発行物なので、有効でございます。登記の関係がありますので、登記官の判断となります。

議長	再発行ができない。出されたという事実を証明できるのですか。例えば、保存期間がどうなっているか分からないですけれども、公文書の公開請求をして、役場でこういうのを出したと分かるか。文書が残っていて、保存期間がまだ何年だか分からないですけれども。3年だか5年だか永年だか分からないですけれども、それがあって、証明書は無くしたけれども、公文書の公開請求で、役場が出したと分かるかな。
事務局	証明願については、保存期間5年ないし10年間という形で設定はされております。ただ、この証明願の公文書請求をもって、法務局がそれで判断するか否かは登記官の判断となりますので、入手してもそれが登記処理の添付書類になるか否かでございます。
議長	5年とかその程度ですね。そんなに長くないので。難しいですね。
事務局長	ただ、証明を出したということは資料として残ってございました。今回も、出したことは分かっているということです。
議長	色々ある。分からないですけれども、取り敢えず、この件についてはこういう形で、非農地証明願が出て、このような説明です。他に何かご質問ありますか。よろしいですか。採決を取りたいと思います。日程第2議案第11号、非農地証明願の証明について、証明することに賛成をされる方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	続いて、(3) 非農地証明願について、日程第3、議案第12号の宅地について事務局より説明をお願いします。
事務局	日程第3、議案第12号、非農地証明願について説明いたします。 申請者は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏です。 申請地につきましては、■■■■■■■■■■、台帳地目・畑、現況地目・宅地、面積は329㎡、■■■■■■■■■■、台帳地目・畑、現況地目・宅地、面積は90㎡、合計419㎡でございます。 申請の目的等については宅地、申請地は昭和46年8月から宅地に転用し現在に至っております。農地区分は第三種農地です。こちらを開きながら、申請書をご覧ください。 1ページにつきましては、今の説明のとおりでございますけれども、真ん中に、2 非農地となった時期及び現在の状況の経緯として、昭和46年8月に旅館として新築し、昭和49年9月調理場として増築しております。旅館水光園として経営されていた。 1枚めくりまして、2ページから7ページまでは土地登記簿謄本でございます。こちらも土肥地区なので、換地処分がありましたけれど

	も、換地処分後、先程の紙に戻りますと、過去の経緯をご覧ください。 所在地番は■■■■■■■■■■ 譲受人は■■■■■■■■■■氏、譲渡人は■■■■■■■■■■氏です。台帳地目は畑、転用目的は旅館1棟、許可年月日は昭和46年3月26日、許可番号は5-12809、転用事実確認願は証明無しです。 所在地番は■■■■■■■■■■、譲受人は■■■■■■■■■■氏、譲渡人は■■■■■■■■■■氏、台帳地目は畑、転用目的は調理場・増築です。 許可年月日は昭和47年11月27日、許可番号は5-1153、転用事実確認願は証明無しです。 申請書の4ページをご覧ください。土地登記簿謄本の8番10のところに、権利部乙区のところに、有限会社水光園とありまして、旅館というのはこの水光園のために、許可を取った経緯がございます。 めくりまして、8ページです。公図でございます。先程の説明のとおりでございます。 9ページは位置図です。ここで紅籠坊として経営していましたけれども、今年閉店しましたと伺っております。10ページをおめくりください。経過書でございます。先程、議長から説明がありました経緯が詳細に記載しておりますので、ご覧ください。 11ページから13ページは現況写真及び航空写真です。最後14ページに委任状が添付されております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	それではこの件について現地調査をされた9番委員より報告をお願いします。
9番委員	議案12号の非農地証明願について、調査結果を報告させていただきます。 この議案につきましても、先程の議案同様に、7月12日、7番委員と第一推進委員と私の3人で申請地の現地調査を行いました。 申請地は■■■■■■■■■■の2筆、現況地目は宅地、台帳地目は畑で、場所は門川になります。町道千歳通り線から少し入った場所になりまして、昔から住まいも門川でして、紅籠坊という中華料理店として営業しています。現況としましては、中華料理店の店舗となっており、北側につきましては民家と密接な状況でした。南側につきましては背割水路が境になっておりました。資料を確認すると、平成11年の航空写真からも現況の土地が宅地で現在に至っているのが確認できました。
議長	ありがとうございました。他の委員さん、他にありますか。よろしいですか。皆様からのご質問、ご意見等ありますか。 私の方から、この非農地証明願、1ページ、申請の日付が書いていない。日付を入れられないと、後の手続きが大変になります。漏れのないように。他にありますか、ないので採決を取ります。 日程第3議案第12号、非農地証明願の証明について、証明することに賛成をされる方は挙手をお願いします。
全員	賛成

議長	議案は以上でございます。 5、その他に移ります。 (1) 湯河原町総合計画審議会委員推薦について、事務局、説明をお願いします。
事務局	お手許の資料、湯河原町総合計画審議会委員の推薦について、依頼ということで、町地域政策課から依頼がありました。こちらについて、1ページ目と2ページ目をご覧ください。まず、町の総合計画「ゆがわら 2021 プラン」が前期・後期に分かれておりまして、前期基本計画期間が令和7年度で満了することから、後期基本計画プランを策定するにあたり、2枚目の湯河原町総合計画審議会条例第3条第2項第3号でございます。 町農業委員会の委員を町長が委嘱することとなっており、条例に記載がありまして、今回、会長宛に推薦及び承諾書の依頼がありました。前回の前期につきまして、元室伏湯河原町農業委員会会長が就任されており、この手続きをした経過がありました。今回につきまして、この委員の推薦をお諮りください。
議長	ということで、農業委員会宛、審議会委員をどなたかしてほしいということで依頼が来ています。
事務局	事務局からですけれども、5年前に会長職である室伏会長が就任されておりましたので、ここは露木会長にご承認をいただければと思います。いかがでしょうか。
1 番	異議なし。
議長	前回のこともありますので、事務局からの話もありますので、私を推薦するということで、よろしいですか。
全員	賛成
議長	続きまして、(2) 令和7年度 四季彩のまち“ゆがわら農林水産まつり”実行委員会及び幹事会委員推薦について、事務局、説明をお願いします。
事務局	お手許の資料、令和7年度 四季彩のまち“ゆがわら農林水産まつり”実行委員会及び幹事会委員推薦について、こちらにつきまして、町長から依頼がありまして、担当課は農林水産課ですけれども、1枚めくりまして、四季彩のまち“ゆがわら農林水産まつり”実行委員会規約があります。第3条、委員会のところ、下から3行目、湯河原町農業委員会から1名を第6条、幹事会から1名を2枚目の1行目、湯河原町農業委員会から1名となっております。昨年の実績としましては、委員会は露木会長が実行委員会の委員、幹事会は私が農業委員会の事務局として対応させていただきました。今回、こちらにつきましても、実行委員1名、幹事1名の推薦を出していただきたい。 事務局の意見としましては、実行委員に露木会長、幹事に私でお諮りをいただければと思います。

議長	いかがでしょうか。役職がたくさんあり、他の方にやっていただきたいと思いますが、みんな会長に来るので。 幹事会は事務局でいいということですね。前年度もそうしていただいて。 農協は理事さんが、事務局は農協の職員が出ているね。会長職はかなり多い。違う人にやっていただければ。皆さん、どうですか。
1 番	会長にやっていただきたい。経験が豊富だから。
議長	私がやるということで、よろしいですか。実行委員は私が受けて、幹事は事務局が受けます。
全員	賛成
議長	続いて、(3)農地パトロール（利用状況調査）の実施について、事務局、説明をお願いします。
事務局	(3)農地パトロール（利用状況調査）の実施についてですが、お手許の資料をA 4の裏表、各皆さまの横に封筒があります。まず、A 4の裏表から説明いたします。農業委員会の役割の一つとして、農地パトロールがあります。毎年8月に実施します。農地の状況を農地ごとに確認します。湯河原町の中で細分化し、これからご覧いただく、各委員、推進委員に振り分け、皆さまに現状を把握していただく、お願いいたします。 真ん中、一筆ごと、見ていただきます。 皆さまの手許の封筒の中を開けていただけますか。こちらのカラーページの凡例があります。A 4の凡例です。 A 3の横長で、区割りの数字入りがあります。赤枠で分けてあります。こちらとカラー印刷で、各左上にページが記載し、色付きと右上側にピンクで(○)と記載してあるものを委員さん、推進委員さんに現地を見ていただく資料でございます。2つ目は(×)と記載してあります。皆さまの対象区割りの周辺を表します。参考に付けました。どのようなルートで行くかです。 最後に、カラー印刷で航空写真があります。こちらは対象地のみ付けております。参考にしてください。 それでは先程のA 4の裏表のところ及び凡例を見ていただきます。 判断基準として、丸、三角1、三角2、バツがあります。 お手許のA 4裏表の判断と凡例及びお手許のピンク色の丸が付いたに、色別に分かれております。 現在、どのように継続されているかあるいは経過しているか判断を確認していただき、それぞれの見えるところ、ひっぱり線、色んな形でもかまいませんので、その筆が何なのかを示していただければと思います。例えば、凡例のところ、緑四角枠、丸ですけれども、営農中、確かにこの農地は耕作しているということで、今見ても耕作していれば丸で、少し手が入らなくなってしまうのが、裏表印刷の三

	角1を見ていただき、少し手が離れた形が緑網掛け、更に、このところずっと耕作しに来ていない場合、三角2の黄色網掛け、完全にここは全然入っていないということであればバツです。 ただ、この8月の暑い最中ですので、草刈りをやっている人はいますが、8月の暑い最中で、会長がお話しされたとおり、熱中症等にならないような形で、暑い時期は避けて、少し時期を遅くして草刈りをしている農地もありえますので、草が生い茂っていても耕作している果樹・野菜とかがあれば、その農地へ行っていると思いますので、耕作中かその次の判断をしていただければ幸いです。 完全に雑木、木や竹林になっているとかそういうところでしたら、困難、不可能としてバツを付けていただいてもかまいません。こちらは行った時が一日で見えていただいても、毎日ように農地パトロール範囲内に入っておれば完全に耕作していると、委員さんにつきましては、実際、パトロール等で見えていただいている地区以外のところが、今回の割り振りのところが多数の方がおりますので、初めて見ていただくところが多数なので、その都度、確認していただければと考えております。お手許の最後の航空写真ですけれども、こちらの凡例にも記載のとおり、時期がかなり古いです。あくまでも参考と、そこまで行く経路として上から見た写真として参考にさせていただき、判断つかない場合はこの航空写真をもって見ていただきたいと思いますと考えております。 皆さまのお手許に渡して、今日からパトロールを実施してください。提出の期限を9月10日（水）までに事務局へ提出していただければと思います。暑い最中ですが、ご協力していただきたく、説明は以上となります。
議長	今、説明がありました但何か。特に初めてやられる方、わからないことありませんか。
8番委員	ナンバーが書いてありますが、そのページのそれぞれ1件ずつの農地に、私の判断で区分を付けろということですか。
事務局	皆さまのお手許資料、左上のナンバーの数字は各委員さんの受け持ちになります。バツと記載してあるのは近隣分で参考にしてください。丸だけお願いします。 お手許の一番上のページを見ていただきますと、緑枠、緑網掛け、黄色、赤網掛けとか、ない方もいらっしゃると思います。その部分を現地で調査してください。丸か三角1、三角2、バツかいずれかを記してください。
議長	何かあります。
7番委員	農地パトロールの地図で、地権者の名前が何重にも重なって、一部判読が難しく、文字化け、ハングル語のように記載されているなど、そのへんはどうなっているのでしょうか。

事務局	印刷までの工程の中で、技術的なもので、何層か重ね合わせてものがありまして、どうしても、小さな分筆した農地、土地の区割りになっておりますので、重なり見づらい点があり申し訳ありませんが、ご理解していただきたい点が1点と、バケ文字となる表記となっております印刷の工程上、特殊な出力で大変見づらいですがこちらもご理解していただきたいです。その時に、この農地の所有者が不明でしたら、事務局までご連絡ください。プリンター設定と住基上の表記、外字登録とかありますが、通常使用しない字が違う字になっておりますのが現状でございます。大変見づらくて、申し訳ございません。
議長	ここの氏名、名前が記載されているのは土地所有者ですか。つまり、利用している人、借りたりしている使用者ですか、所有者ですか。
事務局	土地所有者です。
議長	この調査を提出して、今後、どのように活用されるか、説明してください。
事務局	今日、委員さん、推進委員さんに農地パトロールをお願いした後、皆様から集計結果が事務局へ提出されます。農地のバツにつきまして、今後、耕作の予定があるのかないのか管理ができるか出来ないのかを改めて、土地所有者あてに通知します。それにつきましては、先程の両面印刷の裏面のところに、黒印刷ですが、工程が記載されておりますので、ご確認ください。
1 番委員	バツは耕作していない。それは分かりますが、後継者がなく、死んで荒れているところはどうなりますか。そのままのボサボサのところ、場所はどうなりますか。連絡の仕様が無いでしょう。
事務局	土地所有者は記載のとおり名前が入っております。農地所有者、管理者なるものに通知を出すことは可能です。但し、1 番委員がおっしゃるとおり、その方が実在されない場合、役場に通知が戻って場合があります。それ以降、問合せが出来ない状況があります。直近のデータから離れておりますので、相続が発生しています。通知を出して、通知が戻ったものに対して、それ以降は確認できないのが現状です。再通知のあて所が分かれば送りますけど、それ以降は相続登記あるいは管理者が誰か、法務局へ登記しないと分かりません。それと、共有者等については、誰かを管理者として設定するとかになれば、そちらへ通知します。通知先が相続人等の確定ができない場合、元に戻り、あて所なしで戻り発送後の回答になります。

1 番委員	調査して、毎年、同じところが同じようになっている。通知がいついて、後継者がいないとなっているのか、それとも、連絡が取れないのか、大抵、同じところが駄目だ。亡くなっていると、いくら探せと言って、なかなか難しいと思う。ここらに居なくて。
事務局	1 番委員の質問ですが、農業委員会の事務の中では、あて所なしと結果が出た場合、それ以降の事務は出来ないと、国・県から通知が来ております。相続発生について、どこまで事務手続きができるか。農業委員会として税務情報につきましても、今あります所有者、所有者の住所地までしか分かりませんので、そこに送付する手続きしかできません。それから先、現存されているか否かについては、当方も分かりませんので、通知の変更等もできないというのが現状です。
議長	新聞などを読むと、所有者不明農地が全国で2割から3割あると、つまり、所有者不明農地とはある程度分けて、ちゃんと耕作されていないわけですよ。その土地をね、もっと有効に活用して、農業をやりたい人だとか、貸してやるだとか、ある程度解消するだとか、そういうのをもっとやりましょうということで、国の制度的に少し進んでいますよね。だからそういうのもね、農業会議の今年度からモデル地区的にそういったところの対策をね、やるようなことをするそうです。今年から始めるので、まだ、結果が出るわけじゃないですけど、それで、そういう意味でいろんな法的なものを整理しながらそれを活用して、取り組まれているので、それ注意して事務局でも、是非、有効活用して不明農地を何とか解消して。不明農地を不明農地のまま、いずれにしても多分、他の人が使えるようにやるみたいな制度で出来ているみたい。
事務局	議長がおっしゃる通り、所有者不明地につきましては、農業会議等と携わっております。先程、申した通り、農業委員会としまして出来るところまでが現状でございます。但し、相続人から問合せ、電話、窓口の対応があった場合、私の農地を管理できない、貸し借り、売却したいなどの話があった場合、今年の4月1日から改正されました公益社団法人神奈川県農業会議が農地バンクと法的に決まりましたので、こちらを紹介し、登録するように話をさせていただいております。

議長	その土地が荒れていて、使われていない農地は、本来だったら固定資産税が上がってきます。だけど、実際適用してないかもしれないけれども。それで、ただ、その農地バンクの方に、そういう形で申し出てもらえば、そのように確か、ならないようになっている。そこら辺もよく、説明をしてもらって、所有者が分かっているね。固定資産税の適正に課税していかなければいけないので、そういう制度を説明もしながら、やっていくような方法でね。検討してもらいたいと思います。そうしないと、いつまで経っても、耕作放棄地が解消されないし、そこが有害鳥獣などのすみかになってしまって、あるいは周りの人が営農しにくくなっている意味がないので、別の方法で進めて。先程の資料の裏面、8年3月以降、現地確認①、②、協議の勧告だとか、これは実際されている。この協議の勧告、現地確認でうまくいかなかった時、協議の勧告になるでしょうけれども、ここまでいっていますか。
事務局	現状のところではここまでいってない状況でございます。
議長	少なくとも、先程言った農地バンクへ申し出でいただくとか、そういう風にして有効活用が少しでも進むように、地域計画、地図なんかのそこに、その人は貸したいという意向があれば、そういったところも反映してもらって、なかなか荒れているところを戻すのは大変ですけども、そういうのを復旧するような事業もあるので当然、その後、利用するのは前提だと思います。そういうのもあるので、是非、そういった地域計画の地図の方にそういった意向なんかも反映できるようにしてもらいたいと思う。この前、お会いした方はできているの。貸し出しの意向があった場合、地域計画の方に反映されている。
事務局	まだです。
議長	意向がこの土地は貸してもいいと、地域計画の意向にデータは反映されているか。
事務局	意向がありましたら、随時、農地バンクに登録を勧め、町の地域計画につきましては、都度都度、協議の場を含めまして開催するようになるとは思いますけれども、個々についたものを1件ずつではなく、ある程度まとめた形の対応になるとは思います。また、地区別ごとの対応にはさせていただきたいと考えております。
議長	地区別の個々に出来ないと思いますけれども、そういう形で地図に落としてください。活用させていただきたいと思います。できれば、こういう調査をするのも、タブレットの利用を考えて、委員さんにタブレットを貸して、現地でタブレットを使って、いろいろ課題があると思いますが検討をよろしくお願いします。他に皆様の方から何かありますか。これについて、よろしいですか。

8 番委員	先程の質問と同じですが、地図に自分で書き込んでよいですか。それとも、自分で番号をそこに羅列してとかどのようにすればよいですか。
事務局	お手許の資料に引っ張り線でも構いませんので。書き込んでも構いません。別紙でまとめられても構いません。
事務局長	多分、初めての方は多々いらっしゃると思います。分からないことが多々あると思いますので、一回見ていただいた後、必要でしたら、事務局へ連絡していただければと思います。よろしくお願いします。
議長	こういったパトロールをして、他人の土地に足を踏み入れることがあるかもしれない。その時に、農業委員の身分証明書は持参してください。後は、腕章を着用していただいて、何か不審者みたいに使われてもいけないので、是非、見る支度をしていただきたいと思います。
1 番委員	新しい委員へ腕章とか帽子とか配ったですか。
事務局	お手許にない方はいらっしゃいますか。緑の帽子と腕章追って、新委員さんへお届けします。
議長	他によろしいですか。
事務局	提出書類につきましては、封筒に。ピンク丸に丸等を記載し、航空写真を含め全て封筒に入れて提出してください。参考資料は封筒に入れて提出してください。
議長	個人名が入っているので、なくさないようにしてください。 よろしいですか。 それでは、(4)湯河原町農業委員会新旧歓送迎会精算書について、事務局、説明をお願いします。
事務局	(4)湯河原町農業委員会新旧歓送迎会精算書について、説明いたします。A 4 の両面印刷でございます。表面、湯河原町農業委員会新旧歓送迎会精算書を説明いたします。6 月 25 日、ホテル城山にて、ご参加していただいた方のみ、このような形となっております。2 番の参加が記載とおりでございます。3 に移りまして収入、1 人 1 万円に対して 15 人、事務局が 2 名、計 162,000 円でございます。4 支出につきましては、料理代等は 165,720 円、花代 4 人で 4 万円、計 205,720 円になり、差引不足が 43,720 円となっております。湯河原町農業委員会通帳から不足分を差し引いてあります。裏面には、先程の請求書の内訳が記載されております。こちらについて会長からよろしくお願いします。
議長	こちらに記載しておりますが、7 月 14 日、通帳等を確認し適正に処理されていることを確認しました。この件につきまして何かご質問はありますか。 (4)についてはないということで。

事務局	議案その他につきまして、以上でございます。お手許のところに、新委員さんにつきましては調査区割図をA3でお配りしております。今お配りしておりますのが調査案件地区割振図です。各地区に、委員さんが案件ごとに分かれまして、主務者等を受け持っていただきます。今まで非農地証明等、申請が出ていますがこちらの割振図で分けさせていただいております。まだ、主務者になられていない地区担当委員につきまして、こちらを元にさせていただきますので。ご了承いただきます。なお、従務者につきましては、事務局が選定させていただきます。 熱海市と湯河原町との情報交換会につきましては、会長、職務代理者及び出作農地の関係委員及び推進委員のお手許に、8月のカレンダーがありますけれども、こちらの都合の悪い日をバツしてください。事務局まで提出、ファックス、連絡してください。7月31日までお願いします。
議長	湯河原町農業委員と熱海市農業委員と情報交換を実施しております。特に、湯河原の方で熱海市に出作地を持っている。向こうの委員さんにお世話になっているので、その情報交換を毎年実施しているので、向こうに農地を持っている農業委員さん、門川、宮下、宮上になる。
事務局	こちらの資料を配布しましたのは、会長、職務代理、7番委員、8番委員、9番委員、第1区域推進委員でございます。
議長	情報交換会は夜だね。
事務局	情報交換会は平日を含め、開催時間は夕方を含め夜になります。時間はこれからになりますが、午後6時以降の開催とさせていただき、事務局は湯河原町側になります。よろしくお願いします。
議長	1年おきで、熱海で開催、湯河原で開催しております。今年は湯河原の番ですということで、情報交換会は午後6時くらいから開催するので、夜の都合で、該当する委員さんは都合を教えてくださいということです。よろしくお願いします。他によろしいですか。 1点だけ、農林水産まつりを毎年開催していて、農業委員会はブースを持っています。大根を皆さんに作っていただいて直売し、それから農業相談みたいな形でやっているということで、今年度のやり方はこれから実行委員幹事会、実行委員会が開かれます。大根ですと、9月ぐらいに種まきの時期、準備もありますが、次回ぐらいに種を配るか準備をしなくてはいけないですが、次回相談させていただきたい。ちょっと考えていただきたいですが、皆さんに大根何十分か分担してできる方はお願いして、それを売って収入にもしているということで、負担を掛けていますけど、今までやってきております。 出店料を昨年取ろうとしたが、取らなかった。今年は何も決まっていないかもしれないけれども、出店料はまだ言いようがないか。事務局は答えられるか。
事務局長	実行委員会をまだ開催していないので。

議長	今度はいつ頃開催しますか。
事務局長	分らないです。まだ、決めていないです。
議長	8月か9月か
事務局長	まだ、決まっています。推薦があがらないとできないので。
議長	そうだけど。
1 番委員	大根にしても、こう暑いと、早く撒くと駄目だね。ある程度時期が行かないと。
議長	急に作れない。地の準備も必要だから。良い物を作りたいから。それなりに準備が必要だから。出店料を出せと言われたら、農業委員会は商売で設けてやっている訳ではないし、農業相談をやっているから、何とか減免するなり、お願いするつもりではいます。どうなってくるか分らないです。
1 番委員	農業委員会としては、大根をずっとやってきているから。
議長	辞める訳にはいかない。営利でやっていない。安く売っている。少し皆さん、考えてきてください。今後ご相談をさせていただきということで議案は全て終わりますが何かよろしいですか。ないようですのでこれをもって第3回の総会を閉会といたします。どうもご苦労さまでした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	7 番 佐藤 甚哉
	8 番 高杉 武

